

## はじめに

2011（平成23）年6月22日に「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布されました。それに伴い社会福祉士及び介護福祉士法の一部が改正され、介護福祉士の定義が次のように変わりました。赤字の箇所が新たに追加された部分です。

### 社会福祉士及び介護福祉士法 第2条（定義）

2 この法律において「介護福祉士」とは、第四十二条第一項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護（**喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。）を含む。**）を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと（以下「介護等」という。）を業とする者をいう。

この改正によって、介護福祉士の業務に「喀痰吸引等」の一部の医行為が加わることになりました。「喀痰吸引等」とは具体的には、①口腔内の喀痰吸引、②鼻腔内の喀痰吸引、③気管カニューレ内部の喀痰吸引、④胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養、⑤経鼻経管栄養、の5種類の医行為をいいます。この法改正にあわせて介護福祉士養成課程においては、これまでの「人間と社会」「介護」「こころとからだのしくみ」の3領域に加えて、新たに「医療的ケア」の領域が追加されました。

これまで介護福祉士は福祉専門職とされ、あらゆる医行為は禁止されてきました。しかし、この度の法改正により、医行為の一部を実施することが可能になります。すなわち、これまで「喀痰吸引等」を必要とする要介護者の介護は医師や看護師などの手を借りなければ行うことができませんでしたが、これからは介護福祉士の業務として実施できることとなります。これによって、これまで以上に介護福祉士の専門性が向上し、社会的役割も増すことが期待されます。

他方、法に定められたということは、これを遵守する義務と責任が生じます。今後、介護福祉士には「医療的ケア」の教育課程を履修し、「喀痰吸引等」の医行為を、登録事業者においてのみ、安全確実にを行う義務が生じます。一方

で医行為は、人体に危害を及ぼす、あるいは及ぼすおそれのある行為であり、安全に実施できなかった場合には法的責任を問われる場面も出てきます。専門職として、一層の倫理の透徹が求められます。

さて、本巻『医療的ケア』は3章構成です。第1章「医療的ケアとは」では、医行為の定義と医行為に関わる問題の本質、また「喀痰吸引等」に関する制度の解説を行っています。また現在、政治的混乱から「医療的ケア」の教育と「喀痰吸引等」の実施は延期されていますが、第1章ではその辺りの経緯についても言及しています。第2章「吸引・経管栄養」では、「喀痰吸引等」に含まれる各医行為の内容と手技、リスク対応について述べています。さらに第3章「医療的生活支援技術」では、厚生労働省の通知によって医行為ではないとされたものの、法の定義からは限りなく医行為に近い11項目の行為に関する知識と技術について解説しています。

医療的ケアを行ううえで何よりも重要なことは、安全第一の視点です。医療的ケアを安全に行うには、まず本巻で解説しているそれぞれの手技を確実に習得することが大切です。しかし、それ以上に必要とされるのは、「喀痰吸引等」に関連する臓器・組織の解剖・生理学等の基礎医学的知識、さらには対象となる要介護者の抱える疾病や障害に関わる臨床医学的知識です。なぜなら医学は極めて論理的な学問体系であり、医行為を行う以上、常に「根拠に基づいた医療（EBM：evidence-based medicine）」が求められるからです。そうした知識を得るためには是非、領域「こころとからだのしくみ」の学習を深めていただきたいと思います。さらに「喀痰吸引等」を行う場面で実際に安全を確保するには、知識だけでなく経験と観察眼が必要であり、経験豊富な医師や看護師等の助言・指導を自ら求めていただきたいと思います。

あなたが要介護者に医行為を行うということは、その要介護者はあなたに生命を預けたということです。人間に対するこれほどの信頼が、他にあるでしょうか。その尊い信頼に応えるべく、大いに知識と実践の陶冶に努めていただきたいと思います。

2015（平成27）年2月

編者 中川 義基